

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-479 改3
提出年月日	平成30年9月25日

V-1-10-6 本工事計画に係る設計の実績，工事及び検査の計画
放射性廃棄物の廃棄施設

施設ごとの設計及び工事に係る
品質管理の方法等に関する実績又は計画について

1. 概要

本資料は、本文「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」に基づく「放射性廃棄物の廃棄施設」の設計に係るプロセスの実績，工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

東海第二発電所における「放射性廃棄物の廃棄施設」の設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の部門関係，進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の部門関係，進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に基づき実施した，東海第二発電所における「放射性廃棄物の廃棄施設」の設計の実績，工事及び検査の計画について、「本工事計画に係る設計の実績，工事及び検査の計画」の様式-1により示す。

また、適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について、「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）」の様式-9により示す。

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画【放射性廃棄物の廃棄施設】

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当 ○:関連			実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
	当社	供給者	本店	発電所	供給者		業務実績又は業務計画	記録等	
設計	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	-	◎	-	○	新規制基準への適合に必要な設計の要求事項を、添付書類「V-1-10-1 3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」に示す事項とした。	-	
設計	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	-	◎	-	○	<p>保守総括グループマネージャーは、添付書類「V-1-10-1 3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき、設置許可基準規則、技術基準規則と過去の指針等（「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」及び解説、並びに「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」及び解釈）と比較して追加又は変更された要求事項を満足するために必要な設備又は運用をインプットとして、設計基準対象施設と重大事故等対処設備に係る機能ごとに「放射性廃棄物の廃棄施設」を抽出し、その結果をアウトプットとして様式-2に整理した。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、様式-2について、添付書類「V-1-10-1 3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項が適切か、またこの要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点でレビューし、承認した。</p>	・様式-2 設備リスト	
設計	3.3.3 (1)	基本設計方針の作成（設計1）	-	◎	-	○	<p>保守総括グループマネージャーは、添付書類「V-1-10-1 3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」に基づき、技術基準規則をインプットとして、技術基準規則の条文単位での適用を明確にし、アウトプットとして、各条文と施設における適用要否の考え方を様式-3に取りまとめた。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、様式-3をインプットとして、条文と施設の関係を一覧に整理し、アウトプットとして様式-4に取りまとめた。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、実用炉規則別表第二、技術基準規則、様式-2及び様式-4をインプットとして、抽出した機器を実用炉規則別表第二の施設区分ごとに並べ替えるとともに、各機器に適用される技術基準規則の条文及び条文ごとに詳細な検討が必要となる項目を整理し、アウトプットとして、工認書類と本工事計画の関係を様式-5に取りまとめた。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、設置許可基準規則、技術基準規則及び設置変更許可申請書をインプットとして、添付書類「V-1-10-1 3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記した要求事項を満たすために必要な基本設計方針を策定し、アウトプットとして、各条文の設計の考え方を様式-6に要求事項との対比を明示した基本設計方針を様式-7に取りまとめた。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、基本設計方針、設置変更許可申請書をインプットとして、既工認や他プラントの状況を参考にして、各機器の耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び適合性確認対象設備に必要な工認書類との関連をアウトプットとして様式-5に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-3 技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方 ・様式-4 施設と条文の対比一覧表 ・様式-5 工認添付書類星取表 ・様式-6 各条文の設計の考え方 ・様式-7 要求事項との対比表 	

NT2 補① V-1-10-6 R4

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当 ○:関連			実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考		
	当社	供給者	本店	発電所	供給者		業務実績又は業務計画	記録等			
							保守総括グループマネージャーは、様式-3、様式-4、様式-5、様式-6及び様式-7について、添付書類「V-1-10-1 3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項に対して、設計方針が抜けなく設定されているかの観点でレビューし、承認した。				
設計	3.3.3 (2)	<p>適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)</p> <p>(3.5 調達)設備設計に係る調達管理の実施</p>				○	◎	-	○	<p>保守総括グループマネージャーは、様式-2で抽出した機器に対し、詳細な検討が必要となる設計の要求事項を明記している様式-5及び基本設計方針をインプットとして、該当する条文の基本設計方針に対する適合性を確保するための詳細設計を実施し、その結果をアウトプットとして様式-8の「工認設計結果(要目表/設計方針)」欄に取りまとめた。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、「運用要求」に分類した基本設計方針を取りまとめ、(発電管理室)プラント管理グループマネージャーに必要な検討を依頼した。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、取りまとめた様式-8の「工認設計結果(要目表/設計方針)」欄について添付書類「V-1-10-1 3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」で明記している条文ごとの基本設計方針に対する必要な設計が行われているか、詳細な検討が必要な事項について設計が行われているかの2つの観点で確認した。</p> <p>基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実績を、その実績のレビュー、設計の体制及び外部との情報伝達に関する実施状況を含めて、以下の「1.」以降に示す。(【 】は、本工事計画内の資料との関連)</p>	<p>・様式-8 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表</p>
設計	3.3.3 (2)				「原子炉冷却系統施設」参照				○	<p>1. 共通的に適用される設計 共通的に適用される設計項目に対する設計を、以下に示すとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第4条(設計基準対象施設の地盤)の適合に必要な設計を添付書類「V-1-10-4 2. 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の地盤の設計」で実施した。 ・技術基準規則第5条(設計基準対象施設の地震による損傷の防止)の適合に必要な設計を添付書類「V-1-10-4 4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。 ・技術基準規則第6条(設計基準対象施設の津波による損傷の防止)の適合に必要な設計を添付書類「V-1-10-4 5. 津波による損傷防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第7条(外部からの衝撃による損傷の防止)の適合に必要な設計を添付書類「V-1-10-4 6. 自然現象等への配慮に関する設計」で実施した。 ・技術基準規則第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)の適合に必要な設計を添付書類「V-1-10-4 8. 不法な侵入等の防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第11条(設計基準対象施設の火災による損傷の防止)の適合に必要な設計を添付書類「V-1-10-4 9. 火災による損傷の防止」で実施した。 ・技術基準規則第12条(発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止)の適合に必要な設計を添付書類「V-1-10-4 10. 溢水による損傷防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第13条(安全避難通路等)の適合に必要な設計を添付書類「V-1-10-4 13. 安全避難通路等に係る設計」及び「14. 非常用照明に係る設計」で実施した。 ・技術基準規則第14条(安全設備)の適合に必要な設計を添付書類「V-1-10-4 11. 健全性に関する設計」で実施した。 	「原子炉冷却系統施設」参照

各段階	設計, 工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連			実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計, 工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
	当社	供給者	本店	発電所	供給者		業務実績又は業務計画	記録等	
設計 3.3.3 (2)			-	◎	○	○	<p>2. 放射性廃棄物の廃棄施設の設計</p> <p>機械グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、放射性廃棄物の廃棄施設に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p> <p>(1) 気体, 液体又は固体廃棄物処理設備の一部撤去並びに撤去に伴う追設に関する設計</p> <p>a. 設備仕様に係る設計</p> <p>機械グループマネージャーは、本工事計画に必要な設計を行うための調達文書を作成し、添付書類「V-1-10-1 3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づく調達管理を実施した。</p> <p>機械グループマネージャーは、委託調達の中で供給者に対し、添付書類「V-1-10-8 2.6(2)b. 格納容器圧力逃し装置」の設計結果により発生する、気体, 液体又は固体廃棄物処理設備の一部撤去並びに撤去に伴う追設に関する設計の実施を要求した。</p> <p>供給者は、機械グループマネージャーからの要求を受けて、当社から提出した基本設計方針, 既工認, 設置変更許可申請書, 設備図書, 格納容器圧力逃し装置の設計結果及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、気体, 液体又は固体廃棄物処理設備の撤去範囲を明確にしたうえで、設備仕様, 設定根拠, 系統図及び配置図に取りまとめた。</p> <p>供給者は、取りまとめたこれらの結果について、機械グループマネージャーに格納容器圧力逃し装置の配置に干渉しない設計となっていること及び一部撤去に伴う設備への影響がないことの確認を受け、アウトプットとして業務報告書を作成し、当社に提出した。</p> <p>機械グループマネージャーは、供給者が提出した業務報告書を確認した。</p> <p>機械グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、格納容器圧力逃し装置の設計結果及び業務報告書をインプットとして、気体, 液体又は固体廃棄物処理設備の一部撤去並びに撤去に伴う追設に関する設計が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして設計資料に取りまとめた。</p> <p>機械グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p> <p>(2) 各機器固有の設計</p> <p>a. 耐震評価</p> <p>機械グループマネージャーは、耐震評価を添付書類「V-1-10-4 4. 地震による損傷防止に関する設計」で示すとおり実施した。</p> <p>b. 強度評価</p> <p>機械グループマネージャーは、強度評価を添付書類「V-1-10-4 12. 材料及び構造に係る設計」で示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調達文書 ・業務報告書 ・設計資料 (放射性廃棄物の廃棄施設) 	

各段階	設計, 工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連			実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計, 工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
	当社	供給者	本店	発電所	供給者		業務実績又は業務計画	記録等	
							<p>【要目表】 【機器の配置を明示した図面】 【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【系統図】 【耐震性に関する説明書】 【強度に関する説明書】</p>		
設計	3.3.3 (2)		◎	-	○	○	<p>3. 格納容器機器ドレンサンプ及び格納容器床ドレンサンプに関する設計 (発電管理室) 機械設備グループマネージャーは、格納容器機器ドレンサンプ及び格納容器床ドレンサンプに関する設計を以下に示すとおり実施した。</p> <p>(1) 設備仕様に係る設計 (発電管理室) 機械設備グループマネージャーは、本工事計画に必要な設計を行うための調達文書を作成し、添付書類「V-1-10-1 3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づく調達管理を実施した。 (発電管理室) 機械設備グループマネージャーは、委託調達の中で供給者に対し、格納容器機器ドレンサンプ及び格納容器床ドレンサンプに関する設計の実施を要求した。</p> <p>供給者は、(発電管理室) 機械設備グループマネージャーからの要求を受けて、当社から提出した基本設計方針、既工認、設置変更許可申請書、設備図書及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、格納容器機器ドレンサンプ及び格納容器床ドレンサンプの系統構成を明確にしたうえで、放射性廃棄物の廃棄施設及び原子炉格納施設を兼用する場合においても必要な機能を満足できることを確認し、設備仕様、設定根拠、構造図及び配置図に取りまとめた。 供給者は、取りまとめたこれらの結果について、(発電管理室) 機械設備グループマネージャーに基本設計方針の要求事項を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして業務報告書を作成し、当社に提出した。</p> <p>(発電管理室) 機械設備グループマネージャーは、供給者が提出した業務報告書を確認した。</p> <p>(発電管理室) 機械設備グループマネージャーは、格納容器機器ドレンサンプ及び格納容器床ドレンサンプの設計結果及び業務報告書をインプットとして、格納容器機器ドレンサンプ及び格納容器床ドレンサンプに関する設計が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして設計資料に取りまとめた。</p> <p>(発電管理室) 機械設備グループマネージャーは、取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p> <p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 (発電管理室) 機械設備グループマネージャーは、耐震評価を添付書類「V-1-10-4 4. 地震による損傷防止に関する設計」で示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達文書 ・ 業務報告書 ・ 設計資料 (放射性廃棄物の廃棄施設) 	

各段階	設計, 工事及び検査の業務フロー			組織内外の部門間の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連			実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計, 工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
	当社	供給者		本店	発電所	供給者		業務実績又は業務計画	記録等	
								b. 強度評価 (発電管理室) 機械グループマネージャーは、強度評価を添付書類「V-1-10-4 12. 材料及び構造に係る設計」で示すとおり実施した。 【要目表】【機器の配置を明示した図面】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【構造図】 【耐震性に関する説明書】 【強度に関する説明書】		
				◎	-	-	○	4. 廃棄物処理建屋の堰に関する設計 (発電管理室) 火災防護対策グループマネージャーは、廃棄物処理建屋の堰に関する設計を以下に示すとおり実施した。 (1) 廃棄物処理建屋の堰に関する設計 a. 設備仕様に係る設計 (発電管理室) 火災防護対策グループマネージャーは、基本設計方針, 既工認, 設置変更許可申請書, 設備図書をインプットとして、廃棄物処理建屋の堰に関する設計を実施し、放射性廃棄物の廃棄施設及び浸水防護施設を兼用する場合においても必要な機能を満足できることを確認したうえで、その結果をアウトプットとして設備仕様, 配置図及び構造図に取りまとめた。 (発電管理室) 火災防護対策グループマネージャーは、取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。 (2) 廃棄物処理建屋の堰の撤去に関する設計 a. 設備仕様に係る設計 (発電管理室) 火災防護対策グループマネージャーは、基本設計方針, 既工認, 設置変更許可申請書, 設備図書をインプットとして、廃棄物処理建屋の堰の撤去に関する設計を実施し、その結果をアウトプットとして設備仕様に取りまとめた。 (発電管理室) 火災防護対策グループマネージャーは、取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。 【要目表】【機器の配置を明示した図面】【構造図】	・設計資料 (放射性廃棄物の廃棄施設)	
設計	3.3.3 (3)	設計のアウトプットに対する検証		◎	◎	-	○	設計を主管するグループのマネージャーは、添付書類「V-1-10-1 3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計1)」及び添付書類「V-1-10-1 3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計 (設計2)」に基づき作成した設計資料について、原設計者以外の者に検証を実施させ、承認した。	・設計資料 (放射性廃棄物の廃棄施設)	
設計	3.3.3 (4)	工事計画認可申請書の作成		◎	◎	-	○	設計を主管するグループのマネージャーは、添付書類「V-1-10-1 3.3.3(4) 工事計画認可申請書の作成」に基づき、適用される要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針 (設計1) 及び適用される技術基準の条項に対応した基本設計方針を用いて実施した詳細設計の結果 (設計2) をもとに工事計画として整理することにより本工事計画認可申請書案を作成した。	・工事計画認可申請書案	

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連			実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
	当社	供給者	本店	発電所	供給者		業務実績又は業務計画	記録等	
							設計を主管するグループのマネージャーは、添付書類「V-1-10-1 3.3.3(4)d. 工事計画認可申請書案のチェック」に基づき、作成した工事計画認可申請書案について、確認を行った。		
設計	3.3.3 (5)					○	添付書類「V-1-10-1 3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及び添付書類「V-1-10-1 3.3.3(4)d. 工事計画認可申請書案のチェック」を実施した工事計画認可申請書案について、保守総括グループマネージャーは、設計を主管するグループのマネージャーが作成した資料を取りまとめ、添付書類「V-1-10-1 3.3.3(5) 工事計画認可申請書の承認」に基づき、原子炉施設保安運営委員会における審議及び確認を経て、発電管理室長の承認を得た。	・原子炉施設保安運営委員会議事録	
工事及び検査	3.4.1 3.4.2 3.4.3 3.4.4					○	<p>工事を主管するグループのマネージャーは、添付書類「V-1-10-1 3.4.1 本工事計画に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」に基づき、本工事計画を実現するための具体的な設計を実施し、決定した具体的な設計結果を様式-8の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめる。</p> <p>工事を主管するグループのマネージャーは、添付書類「V-1-10-1 3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に基づき、本工事計画の対象となる設備の工事を実施する。</p> <p>工事を主管するグループのマネージャーは、本工事計画申請時点で継続中の工事及び適合性確認検査の計画検討時に、追加工事が必要となった場合、添付書類「V-1-10-1 3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づき、供給者から必要な調達を実施する。調達に当たっては、添付書類「V-1-10-1 3.5.3(1) 調達文書の作成」及び様式-8に基づき、必要な調達要求事項を「調達文書」へ明記し、供給者への情報伝達を確実にを行う。</p> <p>検査を主管するグループのマネージャーは、添付書類「V-1-10-1 3.4.3 適合性確認検査の計画」に基づき、本工事計画の対象設備が、技術基準規則の要求を満たした設計の結果である本工事計画に適合していることを確認するための適合性確認検査を計画する。検査を主管するグループのマネージャーは、適合性確認検査の計画に当たって添付書類「V-1-10-1 3.4.3(1) 適合性確認検査の方法の決定」に基づき、検査項目及び検査方法、判定基準、並びに代替検査で行う場合の確認方法及び判定基準を判断するための方法を決定した理由を決定し、様式-8の「確認方法」欄へ明記するとともにレビューし、承認する。</p> <p>検査の取りまとめを主管するグループのマネージャーは、適合性確認検査を実施するための全体工程を添付書類「V-1-10-1 3.4.4 検査計画の管理」に基づき管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-8 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表 ・検査計画 ・調達文書 	
工事及び検査	3.4.5 3.6.2					△	<p>検査を主管するグループのマネージャーは、添付書類「V-1-10-1 3.4.3(1) 適合性確認検査の方法の決定」で計画した適合性確認検査を実施するため、添付書類「V-1-10-1 3.4.5(1) 適合性確認検査の検査要領書の作成」に基づき、以下の項目を明確にした「検査要領書」を作成し、主任技術者の確認及び品質保証責任者の審査を経て制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査目的、検査対象範囲、検査項目、検査方法、判定基準、検査体制、不適管理、検査手順、検査工程、検査概要、検査用計器一覧、検査成績書の事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査要領書 ・検査記録 	

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連			実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
	当社	供給者	本店	発電所	供給者		業務実績又は業務計画	記録等	
							<p>工事又は検査を主管するグループのマネージャーは、添付書類「V-1-10-1 3.6.2 識別管理及び追跡可能性」に基づき、適合性確認検査対象設備を識別する。</p> <p>検査を主管するグループのマネージャーは、添付書類「V-1-10-1 3.4.5(3) 適合性確認検査の体制」に基づき、適合性確認検査の体制を構成する。</p> <p>検査員は、添付書類「V-1-10-1 3.4.5(4) 適合性確認検査の実施」に基づき、「検査要領書」に基づき確立された検査体制の下で適合性確認検査を実施し、その結果を検査実施責任者に報告する。</p> <p>報告を受けた検査実施責任者は、適合性確認検査が検査要領書に基づき適切に実施されたこと及び検査結果が判定基準に適合していることを確認したのち、検査を主管するグループのマネージャー及び主任技術者に報告する。</p>		

-----▶ : 必要に応じ実施する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績 (設備関係)

発電用原子炉施設の種別	設備区分		系統名	機器区分	機器名	重要度分類	本文品質保証計画「7.3 設計・開発」の適用有無	本文品質保証計画「7.4 調達」の適用有無	備考
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備							
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備	固体廃棄物貯蔵系	-	ポンプ	使用済粉末樹脂ポンプ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					使用済粉末樹脂デカントポンプ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				容器	使用済樹脂貯蔵タンク		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					クラッドスラリタンク		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					使用済粉末樹脂貯蔵タンク		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
		気体廃棄物処理系	-	熱交換器	排ガス復水器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					排ガス前置除湿器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					再生ガス加熱器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				容器	排ガス再結合器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				ろ過装置	排ガス気水分離器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
	排ガス前置フィルタ					既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	気水分離器					既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	排ガス後置除湿器					既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	排ガスメッシュフィルタ					既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	排ガス活性炭ベッド					既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	再生ガスメッシュフィルタ					既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	再生ガス気水分離器					既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	再生ガス油分離器					既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	排ガスフィルタ					既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	主配管			排ガス空気抽出器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				排ガス消音器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
		再生ガス消音器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		蒸気式空気抽出器出口弁及び弁 6-23V33 ～ 排ガス予熱器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		排ガス予熱器 ～ 排ガス再結合器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		排ガス再結合器 ～ 排ガス復水器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		排ガス復水器 ～ 排ガス気水分離器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
排ガス気水分離器 ～ 排ガス前置フィルタ (排ガス減衰管を除く)			既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
排ガス減衰管			既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
排ガス前置フィルタ ～ 排ガス後置フィルタ			既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
液体廃棄物処理系	機器ドレン処理系	ポンプ	廃棄物処理棟機器ドレンサンプポンプ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			廃液フィルタ保持ポンプ		本工事計画にて撤去を実施する。	撤去対象			
			ブリコートポンプ		本工事計画にて撤去を実施する。	撤去対象			
		容器	廃液収集タンク		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統名	機器区分	機器名	重要度分類	本文品質保証計画			備考
						「7.3 設計・開発」の適用有無	「7.4 調達」の適用有無		
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物処理設備	液体廃棄物処理系	機器ドレン処理系	容器	サージタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					凝集装置供給タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					凝縮水サンプルタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃棄物処理建屋機器ドレンサンプルタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					電磁ろ過器供給タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					機器ドレン処理水タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					ブリコートタンク	本工事計画にて撤去を実施する。			撤去対象
					格納容器機器ドレンサンプル	▲	○	—	
				ろ過装置	電磁ろ過器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					超ろ過器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃液フィルタ	本工事計画にて撤去を実施する。			撤去対象
				主要弁	G13-F132	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					G13-F133	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主配管	格納容器機器ドレンサンプル ~ 格納容器機器ドレンサンプル出口配管分岐点	▲	○	—	
					格納容器機器ドレンサンプル出口配管分岐点 ~ 格納容器機器ドレンサンプルスリット	▲	○	—	
					格納容器機器ドレンサンプルスリット ~ 格納容器機器ドレン配管分岐点	▲	○	—	
					格納容器機器ドレン配管分岐点 ~ 原子炉格納容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					原子炉格納容器 ~ 弁 G13-F132	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					弁 G13-F132 ~ 原子炉棟機器ドレンサンプル	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					原子炉棟機器ドレンサンプルポンプ ~ 廃液収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					タービン建屋機器ドレンサンプルポンプ ~ 廃液収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃棄物処理棟機器ドレンサンプルポンプ ~ 廃液収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃液収集タンク ~ 廃液収集ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃液収集ポンプ ~ 廃液収集ポンプ吐出管合流点	本工事計画にて一部撤去を実施する。			一部撤去対象
					サージタンク A ~ サージポンプ A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					サージポンプ A ~ 廃液収集ポンプ吐出管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					サージタンク B ~ サージポンプ B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					サージポンプ B ~ 床ドレン収集ポンプ吐出管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃液脱塩器入口管合流点 ~ 廃液脱塩器	本工事計画にて一部撤去を実施する。			一部撤去対象
					廃液脱塩器入口管合流点 ~ 床ドレン収集ポンプ吐出管合流点	本工事計画にて一部撤去を実施する。			一部撤去対象
					廃液脱塩器 ~ 廃液サンプルタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃液サンプルタンク ~ 廃液サンプルポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃液サンプルポンプ ~ 放射性廃棄物処理系配管取合点(補給水系)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					凝縮水収集タンク ~ 凝縮水収集ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					凝縮水収集ポンプ ~ 廃液収集ポンプ吐出管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					凝集装置供給タンク ~ 凝集装置供給ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					凝集装置供給ポンプ ~ 凝集沈澱装置	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統名	機器区分	機器名	重要度分類	「7.3 設計・開発」の適用有無	本文品質保証計画	「7.4 調達」の適用有無	備考	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物処理設備	液体廃棄物処理系	機器ドレン処理系	主配管	凝集沈澱装置 ～ 廃液収集タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					廃液収集ポンプ吐出管合流点 ～ 電磁ろ過器供給タンク入口管				本工事計画にて一部撤去を実施する。	一部撤去対象
					電磁ろ過器供給タンク入口管分岐点 ～ 廃液フィルタB入口管				本工事計画にて撤去を実施する。	撤去対象
					廃棄物処理建屋機器ドレンサンプポンプA～電磁ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					廃棄物処理建屋機器ドレンサンプポンプB～廃棄物処理建屋機器ドレンサンプポンプA出口管合流点				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					弁 NR24-F007A ～ 電磁ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					弁 NR24-F007B ～ 使用済樹脂貯蔵タンクBデカント水出口管合流点				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					電磁ろ過器供給タンク ～ 機器ドレン樹脂分離器A				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					機器ドレン樹脂分離器A ～ 電磁ろ過器A				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					電磁ろ過器供給タンク出口管分岐点 ～ 機器ドレン樹脂分離器B				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					機器ドレン樹脂分離器B ～ 電磁ろ過器B				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					電磁ろ過器A ～ 超ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					電磁ろ過器B ～ 電磁ろ過器A出口管合流点				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器供給タンク ～ 超ろ過器A				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器供給ポンプA入口管分岐点 ～ 超ろ過器B				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器供給ポンプA入口管分岐点 ～ 超ろ過器C				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器供給ポンプA入口管分岐点 ～ 超ろ過器D				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器供給ポンプD入口管分岐点 ～ 超ろ過器E				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器供給ポンプE入口管分岐点 ～ 超ろ過器F				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器A ～ 超ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器B ～ 超ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器C ～ 超ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器D ～ 超ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器E ～ 超ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器F ～ 超ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器A ～ 超ろ過器出口集管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器B ～ 超ろ過器出口集管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器C ～ 超ろ過器出口集管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器D ～ 超ろ過器出口集管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器E ～ 超ろ過器出口集管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器F ～ 超ろ過器出口集管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					超ろ過器出口集管 ～ 機器ドレン処理水タンクA				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					弁 NR21-F021 ～ 機器ドレン処理水タンクB				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					機器ドレン処理水タンクA～廃液脱塩器入口管合流点				本工事計画にて一部撤去を実施する。	一部撤去対象
廃液フィルタB出口管～機器ドレン処理水ポンプ出口管合流点				本工事計画にて撤去を実施する。	撤去対象					
機器ドレン処理水タンクB～機器ドレン処理水タンクA出口管合流点				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
機器ドレン樹脂分離器A～使用済樹脂貯蔵タンクB				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統名	機器区分	機器名	重要度分類	本文品質保証計画			備考	
						「7.3 設計・開発」の適用有無	「7.4 調達」の適用有無			
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物処理設備	機器ドレン処理系	主配管	機器ドレン樹脂分離器 B ～ 機器ドレン樹脂分離器 A 出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				使用済樹脂貯蔵タンク B 入口管分岐点 ～ 使用済樹脂貯蔵タンク C (機器ドレン樹脂分離器側)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				電磁ろ過器 A 入口管分岐点 ～ クラッドスラリタンク A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				電磁ろ過器 B 入口管分岐点 ～ クラッドスラリタンク A 入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				クラッドスラリタンク A 入口管分岐点 ～ クラッドスラリタンク B (電磁ろ過器側)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				超ろ過器供給タンク 出口管分岐点 ～ クラッドスラリタンク A 入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				超ろ過器供給ポンプ A 入口管分岐点 ～ 電磁ろ過器 A 入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				電磁ろ過器循環供給ポンプ 出口管分岐点 ～ 電磁ろ過器 B 入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				クラッドスラリタンク A ～ クラッドスラリ上澄水受タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				クラッドスラリタンク B ～ クラッドスラリタンク A 出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				クラッドスラリ上澄水受タンク ～ クラッドスラリ濃縮器加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				クラッドスラリ濃縮器加熱器 ～ クラッドスラリ濃縮器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				クラッドスラリ濃縮器 ～ クラッドスラリ濃縮器デミスタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				クラッドスラリ濃縮器デミスタ ～ クラッドスラリ濃縮器復水器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				クラッドスラリ濃縮器復水器 ～ 機器ドレン処理水タンク A 入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				クラッドスラリ濃縮器 ～ クラッドスラリ濃縮器循環ポンプ入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				クラッドスラリ濃縮器循環ポンプ入口管分岐点 ～ クラッドスラリタンク A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				クラッドスラリタンク A 入口管分岐点 ～ クラッドスラリタンク B (クラッドスラリ濃縮器側)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				床ドレン処理系	ポンプ	廃棄物処理棟床ドレンサンプポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
						床ドレンフィルタ保持ポンプ	本工事計画にて撤去を実施する。			撤去対象
					容器	床ドレン収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
						床ドレンサンプタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					貯蔵槽	格納容器床ドレンサンプ	A	○	—	
					ろ過装置	床ドレンフィルタ	本工事計画にて撤去を実施する。			撤去対象
		主要弁	G13-F129			既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			G13-F130		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		主配管	格納容器床ドレンサンプ導入管		A	○	—			
			格納容器床ドレンサンプスリット ～ 格納容器床ドレン配管分岐点		A	○	—			
			格納容器床ドレン配管分岐点 ～ 原子炉格納容器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			原子炉格納容器 ～ 弁 G13-F129		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			弁 G13-F129 ～ 原子炉棟床ドレンサンプ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			原子炉棟床ドレンサンプポンプ ～ 床ドレン収集タンク		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			タービン建屋床ドレンサンプポンプ ～ 床ドレン収集タンク		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			廃棄物処理棟床ドレンサンプポンプ ～ 床ドレン収集タンク		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			床ドレン収集タンク ～ 床ドレン収集ポンプ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			床ドレン収集ポンプ ～ 床ドレン収集ポンプ吐出管合流点		本工事計画にて一部撤去を実施する。			一部撤去対象		
			床ドレン収集ポンプ吐出管分岐点 ～ 廃液収集ポンプ吐出管合流点		本工事計画にて撤去を実施する。			撤去対象		

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統名	機器区分	機器名	重要度分類	「7.3 設計・開発」の適用有無	本文品質保証計画	「7.4 調達」の適用有無	備考			
放射性廃棄物の廃棄施設	液体、液体又は固体廃棄物処理設備	液体廃棄物処理系	床ドレン処理系	主配管	床ドレン収集ポンプ吐出管合流点 ～ 床ドレンサンプルタンク	本工事計画にて一部撤去を実施する。			一部撤去対象			
					床ドレンサンプルタンク ～ 床ドレンサンプルポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
床ドレンサンプルポンプ ～ 廃液中和タンク入口管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。											
床ドレンサンプルポンプ出口分岐点（床ドレン収集タンク戻り） ～ 床ドレン収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。											
廃棄物処理建屋床ドレンサンプポンプ A ～ 床ドレン収集タンク入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。											
廃棄物処理建屋床ドレンサンプポンプ B ～ 廃棄物処理建屋床ドレンサンプポンプ A 出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。											
放射性廃棄物の廃棄施設	液体、液体又は固体廃棄物処理設備	再生廃液処理系	熱交換器	廃液濃縮器加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				容器	廃液中和タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
			廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプタンク		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			ろ過装置	廃液濃縮器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				主配管	廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプポンプ A ～ 廃液中和タンク入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
			廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプポンプ B ～ 廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプポンプ A 出口管合流点		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃棄物処理棟高電導度ドレンサンプポンプ ～ 廃液中和タンク入口管		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃液中和タンク入口管 ～ 廃液中和タンク		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃液中和タンク ～ 廃液濃縮器供給ポンプ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃液濃縮器供給ポンプ ～ 弁 G13-F1612A, B		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			弁 G13-F1612A ～ 廃液濃縮器循環ポンプ A 吸込管		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			弁 G13-F1612B ～ 廃液濃縮器循環ポンプ B 吸込管		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃液濃縮器 A ～ 廃液濃縮器循環ポンプ A		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃液濃縮器 B ～ 廃液濃縮器循環ポンプ B		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃液濃縮器循環ポンプ A ～ 廃液濃縮器加熱器 A		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃液濃縮器循環ポンプ B ～ 廃液濃縮器加熱器 B		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃液濃縮器加熱器 A ～ 廃液濃縮器 A		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃液濃縮器加熱器 B ～ 廃液濃縮器 B		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃液濃縮器 A ～ 廃液濃縮器復水器 A		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃液濃縮器 B ～ 廃液濃縮器復水器 B		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃液濃縮器復水器 A ～ 凝縮水収集タンク		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃液濃縮器復水器 B ～ 凝縮水収集タンク		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			廃液濃縮器循環ポンプ ～ 濃縮廃液貯蔵タンクヘッダ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			濃縮廃液貯蔵タンクヘッダ ～ 濃縮廃液貯蔵タンク		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物処理系	固体廃棄物処理系	熱交換器	蒸気加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
							タンクバント冷却器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
						ポンプ	廃液中和スラッジ受ポンプ	本工事計画にて撤去を実施する。			撤去対象	
							ミキサ-洗浄ポンプ	本工事計画にて撤去を実施する。			撤去対象	
容器	廃液フィルタ逆洗水受タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。										
	床ドレンフィルタ逆洗水受タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。										

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統名	機器区分	機器名	重要度分類	「7.3 設計・開発」の適用有無	本文品質保証計画「7.4 調達」の適用有無	備考	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物処理設備	固体廃棄物処理系	容器	原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器逆洗水受タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				廃液スラッジ貯蔵タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				床ドレンスラッジ貯蔵タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				濃縮廃液貯蔵タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				使用済樹脂貯蔵タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				使用済粉末樹脂貯蔵タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				廃液中和スラッジ受タンク				本工事計画にて撤去を実施する。	撤去対象
				濃縮廃液計量タンク				本工事計画にて撤去を実施する。	撤去対象
				ミキサー洗浄タンク B				本工事計画にて撤去を実施する。	撤去対象
				バッチタンク				本工事計画にて撤去を実施する。	撤去対象
				スラッジ計量ホッパー				本工事計画にて撤去を実施する。	撤去対象
				チャージホッパー				本工事計画にて撤去を実施する。	撤去対象
				苛性溶液タンク				本工事計画にて撤去を実施する。	撤去対象
				セメントサイロ				本工事計画にて撤去を実施する。	撤去対象
				セメント計量ホッパー				本工事計画にて撤去を実施する。	撤去対象
			主配管	廃液フィルタ逆洗水受タンク ~ 廃液フィルタ逆洗水ポンプ				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				廃液フィルタ逆洗水ポンプ ~ 廃液スラッジ貯蔵タンク入口管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				廃液スラッジ貯蔵タンク入口管 ~ 廃液スラッジ貯蔵タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				床ドレンフィルタ逆洗水受タンク ~ 床ドレンフィルタ逆洗水ポンプ				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				床ドレンフィルタ逆洗水ポンプ ~ 床ドレンスラッジ貯蔵タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器逆洗水受タンク ~ 原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器逆洗水移送ポンプ				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器逆洗水移送ポンプ ~ 燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器逆洗水移送配管合流点				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器逆洗水移送配管合流点 ~ 使用済粉末樹脂貯蔵タンク入口管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				フィルタ脱塩器逆洗水受タンク ~ フィルタ脱塩器逆洗水移送ポンプ				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				フィルタ脱塩器逆洗水移送ポンプ ~ 原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器逆洗水移送配管合流点				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				使用済粉末樹脂貯蔵タンク入口管 ~ 使用済粉末樹脂貯蔵タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				使用済樹脂貯蔵タンク ~ 使用済樹脂ポンプ				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				廃液スラッジ貯蔵タンク ~ 廃液スラッジポンプ				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				床ドレンスラッジ貯蔵タンク ~ 床ドレンスラッジポンプ				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				使用済粉末樹脂貯蔵タンク ~ 使用済粉末樹脂ポンプ				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				使用済樹脂ポンプ ~ 廃液スラッジ貯蔵タンク入口管合流点				本工事計画にて一部撤去を実施する。	一部撤去対象
				廃液スラッジポンプ ~ 使用済樹脂ポンプ吐出管合流点				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				床ドレンスラッジポンプ ~ 使用済樹脂ポンプ吐出管合流点				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
使用済粉末樹脂ポンプ ~ 使用済粉末樹脂貯蔵タンク入口管				本工事計画にて一部撤去を実施する。	一部撤去対象				
濃縮廃液貯蔵タンク ~ 濃縮廃液ポンプ				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統名	機器区分	機器名	重要度分類	「7.3 設計・開発」の適用有無	本文品質保証計画「7.4 調達」の適用有無	備考
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物処理設備	固体廃棄物処理系	主配管	濃縮廃液ポンプ ～ 濃縮廃液ポンプ出口管分岐部	本工事計画にて一部撤去を実施する。			一部撤去対象
				濃縮廃液計量タンク ～ アウトドラムミキサー	本工事計画にて撤去を実施する。			撤去対象
			減容・固化設備に係る焼却装置、熔融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器	減容機	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				遠心分離機	本工事計画にて撤去を実施する。			撤去対象
				スラッジコンベヤー	本工事計画にて撤去を実施する。			撤去対象
				アウトドラムミキサー	本工事計画にて撤去を実施する。			撤去対象
				セメントコンベヤー	本工事計画にて撤去を実施する。			撤去対象
				ドラムコンベヤー	本工事計画にて撤去を実施する。			撤去対象
				ミキサー洗浄タンク A	本工事計画にて撤去を実施する。			撤去対象
			使用済樹脂移送系	主配管	使用済樹脂貯蔵タンク入口管分岐点 ～ 使用済樹脂貯蔵タンク B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					使用済樹脂貯蔵タンク B 入口管分岐点 ～ 使用済樹脂貯蔵タンク C	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					使用済樹脂貯蔵タンク B ～ 弁 NR24-F007A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					使用済樹脂貯蔵タンク C ～ 弁 NR24-F007B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
			濃縮廃液減容固化系	主配管	濃縮廃液ポンプ出口管分岐部 ～ 濃縮廃液受タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					濃縮廃液受タンク ～ 減容固化系移送ポンプ A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系移送ポンプ A ～ 減容固化系供給タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					濃縮廃液受タンク出口管分岐点 ～ 減容固化系移送ポンプ B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系移送ポンプ B ～ 減容固化系移送ポンプ A 出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系供給タンク ～ 減容固化系乾燥機	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系供給タンク出口管分岐点 ～ 減容固化系循環ポンプ A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系循環ポンプ A ～ 減容固化系供給タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系循環ポンプ A 入口管分岐点 ～ 減容固化系循環ポンプ B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系循環ポンプ B ～ 減容固化系循環ポンプ A 出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系乾燥機 ～ 減容固化系ミストセパレータ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系ミストセパレータ ～ 減容固化系デミスタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系デミスタ ～ 減容固化系乾燥機復水器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系乾燥機復水器 ～ 減容固化系乾燥機排気ブロウ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系乾燥機復水器 ～ 減容固化系ミストセパレータ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系ミストセパレータ ～ 減容固化系溶解タンク入口集合管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系溶解タンク入口集合管 ～ 減容固化系溶解タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系溶解タンク ～ 廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンブポンプ出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系乾燥機 ～ 減容固化系水分計ホッパ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系水分計ホッパ ～ 弁 NR23-F018	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
			弁 NR23-F018 ～ 減容固化系造粒機	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			減容固化系造粒機 ～ 減容固化系トロンメル	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			減容固化系トロンメル ～ 減容固化系レットホッパ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
減容固化系レットホッパ ～ 減容固化系レット充填装置	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統名	機器区分	機器名	重要度分類	「7.3 設計・開発」の適用有無	本文品質保証計画	「7.4 調達」の適用有無	備考
放射性廃棄物の廃棄施設	気体・液体又は固体廃棄物処理設備	固体廃棄物処理系	濃縮廃液減容固化系	主配管	減容固化系造粒機 ～ 減容固化系粒子フィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					減容固化系ペレットホッパ ～ 減容固化系粒子フィルタ入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					減容固化系トロンメル ～ 減容固化系ペレットホッパ出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					減容固化系粒子フィルタ ～ 減容固化系高性能粒子フィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					減容固化系高性能粒子フィルタ ～ 減容固化系粒子プロワ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				減容・固化設備に係る焼却装置、熔融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器	減容固化系乾燥機	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					減容固化系ミストセパレータ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			雑固体廃棄物焼却設備	容器	廃油タンク（東海、東海第二発電所共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主配管	廃油タンク ～ 廃油バーナ（東海、東海第二発電所共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			雑固体減容処理設備	主配管	高周波熔融炉 ～ 熔融炉2次燃焼器（東海、東海第二発電所共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					熔融炉2次燃焼器燃焼室 ～ 熔融炉2次燃焼器（東海、東海第二発電所共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					熔融炉2次燃焼器 ～ 熔融炉排ガス冷却器（東海、東海第二発電所共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					熔融炉排ガス冷却器 ～ 空気混合部（東海、東海第二発電所共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					空気混合部 ～ 熔融炉セラミックフィルタ（東海、東海第二発電所共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					熔融炉セラミックフィルタ ～ 熔融炉排ガスフィルタ（東海、東海第二発電所共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			サイトバンカプール水浄化系	ろ過装置	プール水脱塩器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主配管	サイトバンカプール ～ スキマサージタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					スキマサージタンク ～ プール水浄化フィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					スキマサージタンク出口管分岐点 ～ プール水浄化ポンプA出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					プール水浄化フィルタ ～ サイトバンカプール	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					プール水浄化フィルタ出口管分岐点 ～ プール水脱塩器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					プール水脱塩器 ～ プール水浄化フィルタ出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			その他	排気筒	主排気筒	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					非常用ガス処理系排気筒	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			

* : 「-」は、実用炉規則別表第二をさらに細分化した際に、該当する系統及び機器区分名称が存在しない場合を示す。